

動物取扱業者向け説明資料

**動物の愛護及び管理に関する法律の改正
内容について(令和3年6月1日施行分)**

鳥取県生活環境部

くらしの安心局くらしの安心推進課

動物の愛護及び管理に関する法律の改正（令和元年6月公布）

○公布から1年以内 令和2年6月1日施行

下記以外の改正事項全般

○公布から2年以内 **令和3年6月1日施行**

- 出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制
- 環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準

○公布から3年以内 令和4年6月1日施行

マイクロチップの装着・登録義務等のマイクロチップ
関連の事項全般

動物の愛護及び管理に関する法律の改正（令和元年6月公布）

○公布から2年以内 **令和3年6月1日施行**

- 出生後56日を経過しない犬・猫の販売規制
※いわゆる8週齢規制

生後56日を経過しない犬猫の販売、引渡し、展示は禁止されます。

《指定犬に係る特例》

ただし、指定犬の繁殖を行う犬猫等販売業者が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は「49日」が適用されます。

☞ 指定犬とは … 秋田犬、甲斐犬、紀州犬、柴犬、北海道犬、四国犬

動物の愛護及び管理に関する法律の改正（令和元年6月公布）

○公布から2年以内 **令和3年6月1日施行**

・ 環境省令等で定める動物取扱業者の遵守基準

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

今回の法改正で追加

新たな基準省令の制定（令和3年4月1日公布）

（旧） 法第21条第1項の環境省令で定める基準

動物愛護管理法施行規則（第8条、第10条の9）

第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目

第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目



新 基準省令

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が
取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

新たな基準省令の制定（令和3年4月1日公布）

法第21条第3項（改正後）

犬猫等販売業者に係る第1項の基準は、できる限り具体的なものでなければならない。

新 基準省令 犬猫の飼養管理基準の具体化

■ 具体化された犬猫の飼養管理基準の対象範囲

犬猫を取り扱う事業者全般が対象

- ・販売業、保管業、貸出業、訓練業、展示業、競りあわせん業、譲受飼養業
- ・第1種動物取扱業者（営利）に限らず、第2種動物取扱業者（非営利）にも準用

■ 基準省令の施行期日

令和3年6月1日

事業者が犬猫の飼養環境の改善を図るとともに、新たな基準に適合するための環境づくりを進めるための必要な期間を考慮し、一部の規定については経過措置あり。

新

基準省令

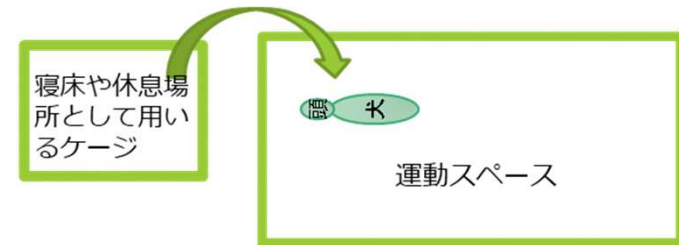
犬猫の飼養管理基準の具体化

基準の内容	経過措置の有無	経過措置の内容
①ケージ等の規模・構造	一部あり	★ケージ等の規模については、既存事業者は、令和4年6月から適用
②飼養管理に従事する従業員の人数	あり	★既存事業者は、令和4年6月から段階的に適用
③飼養保管する環境の管理	なし	
④健康管理	なし	
⑤展示・輸送方法	なし	
⑥繁殖の方法	一部あり	★繁殖回数・繁殖年齢の制限は、令和4年6月から適用
⑦その他	なし	

① ケージ等の規模・構造

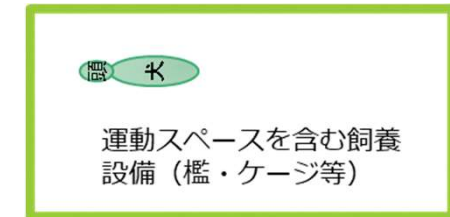
■ 運動スペース分離型(ケージ飼育等)の基準

犬猫の寝床及び休憩場所として用いるケージ等と運動スペースの両方を使用して犬猫を飼養又は保管する場合の基準



■ 運動スペース一体型(平飼い等)の基準

犬猫の寝床及び休憩場所として用いるケージ等と運動スペースが一体的に備わったケージ等を使用して犬猫を飼養又は保管する場合の基準



◎分離型のケージの基準は、どんな業態であっても基本的に満たす必要がある

◎飼養期間が長期間にわたる場合は、運動スペースの設置(分離型のケージを用いる場合)や一体型のケージの基準を満たす必要がある

《長期間の飼養が想定される業種》販売業、貸出業、展示業、譲受飼養業、譲渡業(第2種)

※例外: 傷病動物などの特別な事情がある場合

① ケージ等の規模・構造

■ 運動スペース分離型(ケージ飼育等)の基準

< 寝床や休息場所となるケージ >

犬 タテ(体長の2倍) × ヨコ(体長の1.5倍) × 高さ(体高の2倍)

猫 タテ(体長の2倍) × ヨコ(体長の1.5倍) × 高さ(体高の3倍)

1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。

(注意)

複数飼養する場合は、各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保すること。

< 運動スペース >

- ・ 運動スペース一体型飼養と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な状態で維持管理する。
- ・ 1日3時間以上運動スペースに出し運動させること。

① ケージ等の規模・構造

■ 運動スペース一体型（ケージ飼育等）の基準

犬 床面積（分離型の6倍）×高さ（体高の2倍）

（複数飼養する場合）

床面積※（分離型の3倍×頭数分）

最も体高が高い犬の体高の2倍を確保

※床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上を確保

猫 床面積（分離型の2倍）×高さ（体高の4倍）

2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。

（複数飼養する場合）

床面積※（分離型の面積以上×頭数分）

最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保

※床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍以上を確保

◎繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保

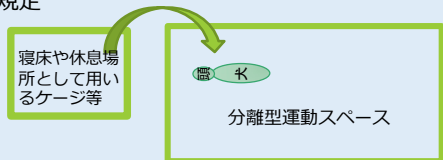
（親子以外の個体の同居は不可）

① ケージ等の規模・構造

イメージ図(犬)

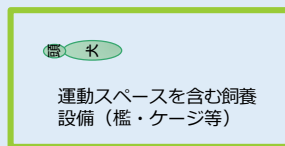
運動スペース分離型 (ケージ飼育等)

- ・寝床や休息場所として用いるケージのサイズ
- ・これとは別に設ける運動スペースのサイズの双方を規定

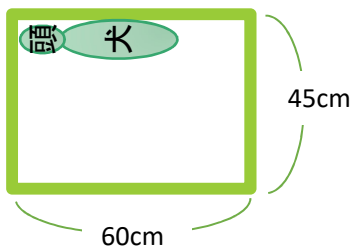


運動スペース一体型 (平飼い等)

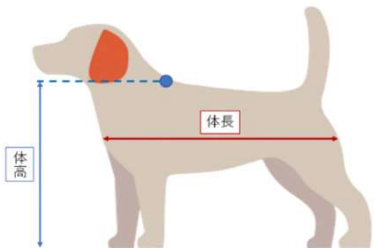
- ・運動スペースを含む飼養設備 (檻・ケージ等)のサイズを規定



運動スペース分離型のケージ等
タテ(体長の2倍以上)
×ヨコ(体長の1.5倍以上)

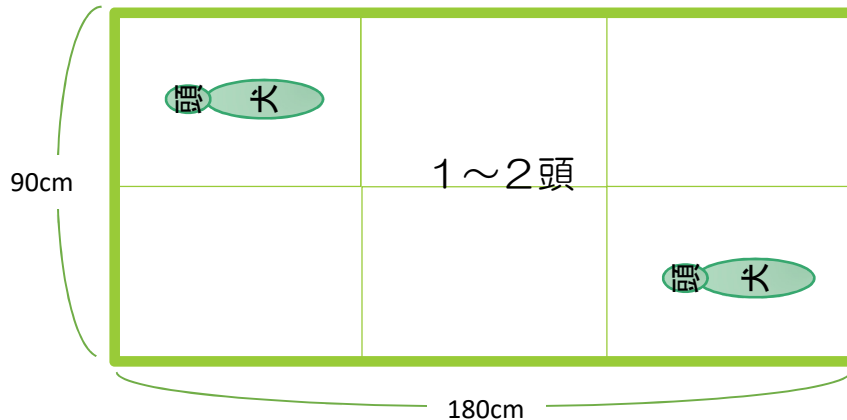


※犬の体長30cmの場合



運動スペース一体型のケージ等 (分離型運動スペース)

分離型ケージサイズの床面積の6倍以上



複数飼養

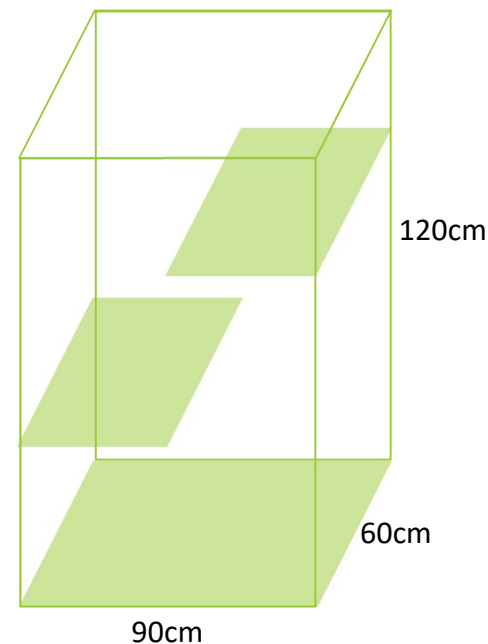
1頭あたり3倍以上の床面積を確保



イメージ図(猫)

運動スペース一体型のケージ等

- ・分離型ケージサイズの床面積の2倍以上 × 高さ(体高の4倍以上)
- ・2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする



※猫の体長30cmの場合

① ケージ等の規模・構造

■ 運動スペース分離型(ケージ飼育等)の基準

■ 運動スペース一体型(平飼い等)の基準

■ ケージ等及び訓練場の構造等の基準

- ・金網の床材としての使用を禁止(犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く)
- ・錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

① ケージ等の規模・構造

- ◎ 経過措置
- ・新規事業者は、令和3年6月から適用
 - ・既存事業者は、令和4年6月から適用

■ 運動スペース分離型（ケージ飼育等）の基準

■ 運動スペース一体型（平飼い等）の基準

■ ケージ等及び訓練場の構造等の基準

令和3年6月から適用

- ・金網の床材としての使用を禁止（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）
- ・錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

② 飼養管理に従事する従業員の人数

犬 1人当たり犬20頭(うち繁殖犬15頭)が上限

猫 1人当たり猫30頭(うち繁殖猫25頭)が上限

(注意)

○従業員の数に計上する職員は、飼養や保管に従事する常勤職員とする。

※接客のみに従事している販売員等は人数に含めない。

※常勤職員以外の職員(非常勤職員)については、以下のとおり人数に換算する。

「非常勤職員それぞれの勤務延時間数の総数」÷「常勤職員が勤務すべき時間数」
(数値に整数未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた数値を職員数とする)

○親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬・猫は頭数に含めない(その飼養施設にいるものに限る)。

○犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限は、別表で定める。

② 飼養管理に従事する従業員の人数

○犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限

備考
 ※犬及び猫の頭数は、親と同居する子犬又は子猫の頭数及び繁殖の用に供することをやめた犬又は猫の頭数(その者の飼養施設にいるものに限る。)を除く。
 ※1人当たりの飼養又は保管をする犬若しくは猫の頭数に対して、猫又は犬の頭数の**組み合わせが複数ある場合は、最大値が上限となる。**

本則別表 1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限の組み合わせ
 ①犬20頭、猫30頭

区分			
飼養又は保管をする犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
1	1	29	24
		28	23
2	2	27	22
3		26	
4	3	25	21
		24	20
5	4	23	19
6		22	18
7	5	21	17
		20	
8	6	19	16
		18	15
9	7	17	14
		16	
10	8	15	13
		14	
11	8	14	12
		13	11

本則別表 1人当たりの飼養又は保管をする頭数の上限の組み合わせ
 ①犬20頭、猫30頭

区分			
飼養又は保管をする犬の頭数		飼養又は保管をする猫の頭数	
	うち繁殖の用に供する頭数		うち繁殖の用に供する頭数
12	9	12	10
13	10	11	9
		10	8
14	11	9	7
15		8	
16	12	7	6
		6	5
17	13	5	4
		4	3
18	14	3	2
		2	
19	14	1	1

② 飼養管理に従事する従業員の人数

◎ 経過措置

- ・新規事業者は、令和3年6月に完全施行
- ・既存事業者は、段階的に適用し、
令和6年6月から完全施行(第1種動物取扱業)
令和7年6月から完全施行(第2種動物取扱業)

(経過措置の考え方)

行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を
防ぎ、新規従業者の確保又は譲渡等による飼養頭
数の削減を行う期間が必要なため、段階的に5頭
ずつ減らす。

第2種動物取扱業では、ブリーダー等の第1種動物
取扱業からの譲渡が増加する可能性があることか
ら、完全施行時期を1年遅らせる。

第1種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R4.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R5.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R6.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

第2種動物取扱業				
施行日	犬	うち繁殖犬	猫	うち繁殖猫
R3.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R4.6	-(経過期間)		-(経過期間)	
R5.6	30頭	(25頭)	40頭	(35頭)
R6.6	25頭	(20頭)	35頭	(30頭)
R7.6	20頭	(15頭)	30頭	(25頭)

② 飼養管理に従事する従業員の人数

○犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限(経過措置期間中)

(上限)犬30頭、猫40頭

区分			
飼養又は保管をする 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数
1	1	39	34
		38	33
2	2	37	32
3		36	
4	3	35	31
		34	30
5	4	33	29
6	5	32	28
7	6	31	27
		30	26
8	7	29	25
9		28	
10	8	27	24
		26	23
11	9	25	22
12	10	24	21
13	11	23	20
		22	19
14	12	21	18
15		20	
16	13	19	17
		18	16

区分			
飼養又は保管をする 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数
17	14	17	15
18	15	16	14
19	16	15	13
		14	12
20	17	13	
21		12	11
22	18	11	10
		10	9
23	19	9	8
24	20	8	7
25	21	7	6
		6	5
26	22	5	4
27		4	
28	23	3	3
		2	2
29	24	1	1

(上限)犬25頭、猫35頭

区分			
飼養又は保管をする 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数
1	1	34	29
		33	28
2	2	32	27
3		31	
4	3	30	26
		29	25
5	4	28	24
6	5	27	23
		26	22
7	6	25	21
8		24	
9	7	23	20
		22	19
10	8	21	18
11	9	20	17
		19	16
12	10	18	15
13		17	
14	11	16	14
		15	13

区分			
飼養又は保管をする 犬の頭数		飼養又は保管をする 猫の頭数	
	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数	うち繁殖 の用に供 する頭数
15	12	14	12
16	13	13	11
		12	10
17	14	11	9
18		10	
19	15	9	8
		8	7
20	16	7	6
21	17	6	5
		5	4
22	18	4	3
23		3	
24	19	2	2
		1	1

③ 飼養保管する環境の管理

- 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- 自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること。

④ 健康管理

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。

- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

⑤ 展示・輸送方法

○犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中で展示を行わない時間を設けること。

○飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る)を目視によって観察すること。

⑥ 繁殖の方法

○繁殖回数・繁殖年齢の制限

種別	生涯出産回数	交配時の年齢
犬	6回まで	6歳以下 ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下
猫	—	6歳以下 ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下

○生涯出産回数や交配時の年齢等について繁殖台帳への記入を義務化

○犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

○帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。

○犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

⑥ 繁殖の方法

○繁殖回数・繁殖年齢の制限

◎ 経過措置 令和4年6月から適用

種別	生涯出産回数	交配時の年齢
犬	6回まで	6歳以下 ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下
猫	—	6歳以下 ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下

○生涯出産回数や交配時の年齢等について繁殖台帳への記入を義務化

○犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。

○帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。

○犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

⑥ 繁殖回数・繁殖年齢の制限

○生涯出産回数や交配時の年齢等について繁殖台帳への記入を義務化

参考様式第●（基準省令第2条第6号ハ関係）

繁殖実施状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 販売 貸出し 展示

動物の種類

令和3年6月から

交配等 年月日	雌 (個体識別番号、名称等)	雄 (個体識別番号、名称等)	出産・ 産卵 予定日	出産・ 産卵 年月日	出産・ 産卵数	出産・産卵 後の雌の 状態	新生子・卵の 状態	犬又は猫に係る記入欄				備考
								雌の交配時 の年齢	雌の生涯出 産回数	今後繁殖の用に供する 可能性（繁殖に供する ことをやめた年月日）		
										雌	雄	
						健・否	健康： 疾病等： 死亡等：	歳	回目	有・無 ()	有・無 ()	

備考

- 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 「交配等年月日」欄には、交配年月日（交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日）等を記入すること。
- 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果（次回の繁殖に対する指導・助言内容等）を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあつては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

⑦ その他

○犬又は猫を飼養又は保管する場合は、以下のいずれかの状態にしないこと。

- ☞ 被毛に糞尿等が固着した状態
- ☞ 体表が毛玉で覆われた状態
- ☞ 爪が異常に伸びている状態
- ☞ 健康及び安全が損なわれるおそれのある状態

○犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。

○犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

法改正内容に関する問合せ先

法改正内容についてご不明な場合は、各保健所へお問い合わせください。

地区	連絡先
東部地区	鳥取市保健所 鳥取市富安二丁目138-4 【電話】 0857-30-8551 【ファクシミリ】 0857-20-3962
中部地区	中部総合事務所倉吉保健所 倉吉市東巖城町2 【電話】 0858-23-3149 【ファクシミリ】 0858-23-4803
西部地区	西部総合事務所米子保健所 米子市糀町1丁目160 【電話】 0859-31-9320 【ファクシミリ】 0859-31-9333
県庁	くらしの安心推進課 鳥取市東町1丁目220 【電話】 0857-26-7877 【ファクシミリ】 0857-26-8171